

(審査案件第 2 6 号)

答 申

第 1 審査会の結論

「平成 1 3 年 9 月 1 7 日付け 1 3 政第 7 5 号「2 0 0 1 年 7 月 1 1 日付け請願書について」を決裁した文書」のうち、請願者の氏名、印影、住所及び郵便番号が記載されている部分を非公開とした長野県知事（以下「実施機関」という。）の処分は妥当である。

第 2 異議申立ての経過

平成 1 3 年 1 1 月 7 日に異議申立人から、「別紙文書の前提となった請願書について、請願法上の「受理」を決裁した文書」の公文書公開請求が、長野県情報公開条例（平成 1 2 年長野県条例第 3 7 号。以下「情報公開条例」という。）に基づいて行われた。請求内容中の「別紙文書」の添付がなかったため、実施機関は、平成 1 3 年 1 1 月 9 日付けで補正を求めた。

これに対し異議申立人から、「別紙文書」とは、平成 1 3 年 9 月 1 7 日付け 1 3 政第 7 5 号で発信された文書である旨が示された。このため、実施機関はこの請求に対し、該当する公文書として「平成 1 3 年 9 月 1 7 日付け 1 3 政第 7 5 号「2 0 0 1 年 7 月 1 1 日付け請願書について」を決裁した文書」を特定し、平成 1 3 年 1 1 月 2 1 日付けで部分公開の決定を行った。

この決定に対し、異議申立人は、平成 1 3 年 1 1 月 2 3 日付けで、実施機関が非公開とした部分の全部公開を求める旨の異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張の要旨

実施機関は、一部を非公開とする理由を、「請願者の氏名、印影、住所及び郵便番号は、個人に関する情報であり」、情報公開条例第 7 条第 2 号に該当するとするが、これにより保護されるべき情報は、対他的関係において意義があるのであって、請求人本人に関する情報が非公開とされる理由はない。従って、本件処分は、情報公開条例の解釈を誤ったものであり、違法である。

1 総論的意見

情報公開条例の趣旨は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をしつつ、

公文書の公開を請求する権利を明らかにすることによって、「知る権利」の具体化を図るとともに、県政に関する情報を多用な形態によって積極的に提供し、県民参加の開かれた県政の推進を図るところにある。

情報公開条例が、法律及び憲法とどのような関係にあるかについては、情報公開条例に特に言及がない。これについて異議申立人は、情報公開条例の根拠が、憲法第16条（請願権）及び請願法であると考え、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」は、請願法の特別法であると考えます。

本件異議申立てについては、情報公開条例の規定からしても、解釈、運用に当たっては、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をしつつも、例外的取り扱いの在り方について再考する余地があると考えます。

2 主位的意見

実施機関は、異議申立人が公開を求める公文書上の自己情報について、情報公開条例第7条第2号を非公開理由としている。

しかし、実施機関の「公文書の公開を請求する者が誰であるかを離れて、公開・非公開を判断するもので、本人請求であっても、その判断に影響を与えるものではない。」とする解釈運用は、請願法に反し違法であり、支持できない。

実施機関が非公開とした本件情報は、「長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）」においては、開示決定されるものであることが想定される。情報公開条例と個人情報保護条例の違いは、請求人の確認手続きの有無であり、情報公開条例にはそれがないが、情報公開条例の手続き過程において、個人情報の非公開決定処分がなされ、それに対して異議申立てがなされた場合には、個人情報保護条例の本人確認手続きを準用し、それを条件として公開決定すべきであると考えます。

3 予備的意見

- (1) 異議申立人が公開請求している自己情報は、異議申立人の「通称」であるから、実施機関が理由とする、情報公開条例第7条第2号には当たらない。
- (2) 異議申立人が公開請求している自己情報は、異議申立人の「商号」であるから、実施機関が理由とする、情報公開条例第7条第2号には当たらない。この「商号」は、商業登記法により登記されており、公開されるべき個人事業者の情報である。

4 結論

第一に主位的意見の認容を求めるが、これが認められない場合には、予備的

意見（１）の認容を求める。これも認められない場合には、予備的意見（２）の認容を求める。

実施機関の対応は、同じ情報媒体へのアクセスについて、「勝手口から入るべきところを玄関から入ったのが非難されるべきことで、一度外に出てから入り直しなさい」というに等しい対応である。

請願法第５条には、「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」と規定されており、この異議申立てをもって個人情報保護条例の自己情報開示請求とみなし、本人確認を条件として、自己情報を含む「公開」ができる運用にすべきである。

第４ 実施機関の主張の要旨

１ 非公開とした部分及び理由

本件処分において非公開とした部分は、「請願者の氏名、印影、住所及び郵便番号が記載されている部分」である。これらの情報は、情報公開条例第７条第２号に該当して非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。

２ 情報公開条例第７条第２号の解釈について

異議申立人は、情報公開条例第７条第２号に規定する個人情報の解釈について、「これにより保護されるべき当該情報は、対他的関係において意義があるものであり、本件のように、請求人本人の情報が非開示とされるべき理由はない」と主張する。しかし、情報公開条例第７条第２号は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を非公開情報と規定する。即ち、本県の情報公開条例においては、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用する。

したがって、本県情報公開条例においては、公開請求のあった公文書について、請求者と請求対象公文書との関係を問うことなく、公開決定等の判断をするものであり、個人に関する情報が記録された公文書について、当該本人から公開請求があった場合でも、第三者から公開請求があった場合と同様に取り扱い、情報公開条例第７条第２号により原則として非公開となるものである。

また、「請求者本人に関する情報」は、情報公開条例第７条第２号ただし書きのいずれにも該当せず、例外として公開すべき情報に当たらない。

3 情報公開条例第7条第2号該当性

請求対象公文書には、請願者の氏名、住所及び郵便番号が記載されているほか、請願書には請願者の押印がある。

「請願者の氏名、住所及び郵便番号」が情報公開条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明らかである。請願書に押印された「印影」についても、請願者の氏名そのものが表記されており、これに該当する。

また、これらの情報については、同号ただし書きの、例外として公開すべきいずれの場合にも該当しないことから、非公開としたものである。

4 自己の記録情報の開示請求の教示

本件異議申立書の提出を受けて、実施機関は異議申立人に対し、「全部公開をご希望されるならば、個人情報保護条例に基づく自己の記録情報の開示請求制度がある旨」を説明し、開示請求の意思があるかどうかを確認したところ、異議申立人は、「本件処分は情報公開条例上の解釈を誤っており、本件異議申立てを維持する旨」回答した。なお、異議申立人から自己情報の開示請求はなされていない。

第5 審査会の判断理由

本件の公開請求の対象となった公文書は、実施機関が、異議申立人の提出した請願書に対する処理方法を決定した起案文書及びその添付文書である。

当審査会は、審査に当たり、情報公開条例の目的に従い、公文書の公開を請求する権利が十分尊重されるように配慮するとともに、異議申立人及び実施機関双方に対して文書による主張の機会を与え、公正な審査に努めた。

1 情報公開条例の基本的な考え方について

情報公開条例は、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的とする。

しかし、公開を原則とする情報公開制度のもとにおいても、個人のプライバシーは最大限に保護されるべきものであり、思想・信条、心身の状況、財産の状況その他個人に関する一切の情報は、正当な理由なく公にされてはならない。情報公開条例は、このような理念のもとに、「個人の秘密その他の通常他人に知

られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定して、個人のプライバシーの保護を図っているものである。

2 情報公開条例第7条第2号該当性について

情報公開条例第7条第2号は、公文書の公開原則の例外として、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を非公開とする。

実施機関が非公開としたのは、請願者の氏名、印影、住所及び郵便番号である。このうち、印影には請願者の氏名そのものが表記されている。また、郵便番号からは、町名、大字名まで識別可能であり、請願書の主張内容と照合することにより、特定の個人を識別できると認められる情報に該当する。

したがって、請願者の氏名、印影、住所及び郵便番号が記載されている部分は、情報公開条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報」に該当し、また、ただし書きに規定する例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。

異議申立人は、「情報公開条例第7条第2号により保護されるべき情報は、対他的関係において意義があるのであって、請求人本人に関する情報が非公開とされる理由はない。」と主張する。

しかし、本県情報公開条例は、何人も公文書の公開請求ができるとした上で、個人に関する情報について「個人識別型」を採用し、当該情報が他人に知られたくないものであるかどうかにかかわらず、特定の個人を識別できる情報を原則として非公開とすることにより、個人の権利利益の十分な保護を図るものである。したがって、請求者が誰であるかを問わず、特定の個人を識別できるか否かによって公開・非公開を判断するものであり、本人請求であってもそれが変わるものではない。

3 個人情報保護条例との関係について

異議申立人は、「個人情報保護条例において開示決定されることが想定される情報については、情報公開条例の非公開決定処分がなされ、それに対して異議申立てがなされた場合に、個人情報保護条例の本人確認手続きを準用し、それを条件として公開決定すべきである。」と主張する。

また、異議申立人は、「情報公開条例の非公開決定処分に対する異議申立てをもって、個人情報保護条例の自己情報開示請求とみなし、本人確認を条件として、自己情報を含む「公開」ができる運用にすべきである。」とも主張する。

しかし、情報公開条例と個人情報保護条例とは、その制定目的を異にし、それぞれの目的に沿って、手続き、公開範囲が定められている。情報公開条例は、請求者、請求目的を問わずに公文書を公開するものであり、その公開手続きの

中に他の条例による手続きを持ち込むことは、制度運用の一貫性を損ね、制度的混乱をもたらすことになり、情報公開条例における厳格な個人情報保護を規定する趣旨に照らして、適切なものとはいえないと考える。

4 異議申立人の予備的意見について

次に、異議申立人の予備的意見について検討する。

(1) 実施機関が「氏名」とした情報は「通称」であるとの主張について

異議申立人は、「非公開とされた情報のうち、「氏名」は、異議申立人の「通称」であって、情報公開条例第7条第2号には該当しない」旨主張する。

しかし、たとえ「通称」であっても、請願書に氏名として記載され、請願者を特定、識別するために使用されていることは明白であって、情報公開条例第7条第2号に規定する「特定の個人を識別することができる」情報であることに変わりはない。このことは、実施機関が、当該「氏名」を使って郵送した文書が到達していること等からしても明らかである。

(2) 実施機関が「氏名」とした情報は「商号」であるとの主張について

異議申立人は、「非公開とされた情報のうち、「氏名」は、異議申立人の「商号」であって、公開されるべき個人事業者の情報であり、情報公開条例第7条第2号には該当しない」旨主張する。

しかし、本件対象文書に記載された、実施機関と異議申立人との「氏名」をめぐる電話の記録を検証すると、請願書に記載された「氏名」が本名であるのか、仮名又は通称であるのかといったやり取りがあるのみであり、「商号」として使用されていると推定できる記録はみられない。

また、請願法は、請願者が誰かを明らかにするために氏名等の記載を求めていると考えられることから、本件請願書の「氏名」は、それが商号と同一であっても、請願者を特定・識別するものとして戸籍上の氏名と同様の趣旨で使用されたと考えられ、情報公開条例第7条第2号に規定する「特定の個人を識別することができる」情報と認めるのが相当である。

以上から、本件請願書に記載された「氏名」が、「商号」であるとの異議申立人の主張は容認できない。

以上から、実施機関が非公開とした、請願者の氏名、印影、住所及び郵便番号が記載されている部分は、情報公開条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報」に該当して非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にもあたら

ず、また、異議申立人の個人情報保護条例の準用に関する見解及び予備的意見についても採用できないものと判断する。

よって、冒頭第1の結論に達した。

第6 審査経過

平成14年	1月17日	諮問
	2月13日	審査会において諮問内容説明
	3月27日	実施機関から提出された理由説明書説明
	5月29日	異議申立人から提出された意見書説明
	7月9日	審議
	8月27日	審議
	10月16日	審議
	11月27日	審議
平成15年	1月17日	審議
	2月17日	審議
	3月25日	審議

調査審議終結